

官民データ活用推進基本計画の案に対する サイバーセキュリティ戦略本部の意見（案）

年 月 日

サイバーセキュリティ戦略本部決定

官民データ活用推進基本計画が掲げる「官民データ利活用社会」の実現は重要であり、サイバーセキュリティ戦略（2015年9月4日閣議決定。以下「戦略」という。）における「サイバーセキュリティの確保を通じて IT の利活用を促進する」というこれまでの方針とも合致するものである。

他方、「次期サイバーセキュリティ戦略の検討に当たっての基本的な考え方」（平成30年1月17日サイバーセキュリティ戦略本部決定）において示されているとおり、サイバー空間に係る科学的知見の進展や技術革新により、これらを踏まえたサービスが社会に定着し、サイバー空間と実空間の一体化が加速的に進展している。悪意ある主体の行動によるものも含め、こうした技術・サービスの進展に伴うリスクを制御できなければ、多大な経済的・社会的な損失が生ずるなど深刻な影響が生ずる可能性がある。

今後、官民のデータ利活用が進展すれば、データの真正性・完全性の重要性が増し、それを毀損するような IoT、サプライチェーン、オープンイノベーションの脆弱な部分を狙う動きや意図しない動きが発生し、政府機関や重要インフラ事業者だけでなくそれ以外の事業者及び個人に対しても深刻な影響が生ずる可能性が高まり、国民生活への脅威が更に深刻化することが予想される。

このような課題に対し、官民データが安全に利活用できるよう、官民の各主体が各々の役割を認識し、連携してサイバーセキュリティ対策を強化することが官民データ流通の基盤強化にもつながるものと考えられる。また、関係するそれぞれのシステムについて、その企画・設計段階からセキュリティの確保を盛り込む（セキュリティ・バイ・デザイン）とともに、インシデント等が発生した場合に備えた対応体制が適切に整備されているかに配慮することが必要である。

官民データ活用推進基本計画の推進に当たっては、以上の観点を踏まえ、サイバーセキュリティに関する対策を実施していくよう十分に配慮するとともに、情報通信技術（IT）総合戦略室は、引き続き、内閣サイバーセキュリティセンターと緊密に連携を図ることとされたい。

以上を踏まえた上で、平成30年5月29日付けで情報通信技術（IT）総合戦略室長から閣副第263号により依頼があった官民データ活用推進基本計画の案については、異存はない。

以 上